

平成23年度
実施事業

事務事業名 消費者行政推進事業

区分	No	名称
章	2	自然とともに暮らすまち
節	3	安全に安心して暮らせるまちづくり
施策	4	安全な消費生活の確保
小分類	1	消費者対策の充実
主要な施策	1	消費者意識の啓発及び学習機会の充実
事務事業番号	001	事業開始年度 平成 - 年度 事業終了年度 平成 - 年度 会計種別 一般会計

部 名	市民生活部	グループ名	市民サービスグループ
-----	-------	-------	------------

事務事業の概要

《Plan・Do》

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記入してください)
	市民の消費者としての権利及び利益を保護し、もって消費生活の安定と向上を図ることを目的とする。
事業内容及び実績	(事業内容及び平成23年度の実績を具体的に記入してください)
	<p>広報紙への折込などにより消費生活への意識啓発を行うほか、消費生活相談、価格動向調査集計、商品試買量目調査を登別消費者協会への委託により実施する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活の啓発（出前講座、チラシ等の広報折込） 消費生活相談員の配置 消費生活相談の実施 <p>【消費者協会への業務委託及び委託料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談業務（100,000円） 価格動向調査集計業務（50,000円） 商品試買量目調査（50,000円）
今後の方向性	(次年度以降の事業展開における改善など今後の方向性を具体的に記入してください)
	<p>消費者に向けた啓発活動等は継続して実施する。登別消費者協会へ委託している価格動向調査集計業務については、平成24年度から消費生活モニター事業が休止となったことから、委託は行わない。</p> <p>平成24年度は、登別市消費生活条例を見直すことを目的に、消費生活審議会を開催する。</p>
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称を全て記入してください)
	登別市消費生活条例

事業費（財源内訳）の推移

《Plan・Do》

区分		単位	H22年度 決算	H23年度 決算	H24年度 当初予算	H25年度 見込	H26年度 見込
国庫支出金	名称	千円					
道支出金	名称	千円					
地方債	名称	千円					
その他	名称	千円					
一般財源	名称	千円	281	265	819	393	393
事業費 合計			281	265	819	393	393

指標の推移

《Check》

区分		単位	区分	22年度 実績	23年度 実績	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	消費生活相談のうち問題を解決した件数	件	目標値	300	300	300	300	300
			実績値	186	194			
	出前講座及び啓発活動実施件数	千円	目標値	30	30	30	30	30
			実績値	21	20			

現状の状態、問題点、課題等《事業前》	具体的な対策、解決の方向性《事業後》
<p>消費者問題が複雑化・多様化していることから、出前講座を実施し、消費生活相談窓口の周知を図ることができているが、今後も継続して出前講座や啓発活動を実施する。</p> <p>【平成22年度出前講座及び啓発活動実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 悪質商法についての学習会 対象：登別消費者協会会員 悪質商法についての学習会 対象：美園町会いきいきサロン参加者 悪質商法についての学習会 対象：民生・児童委員地区長、登別市社会福祉協議会 悪質商法についての学習会 対象：鷺別地区民生・児童委員 悪質商法についての学習会 対象：美園・若草地区民生・児童委員 悪質商法についての学習会 対象：緑陽地区民生・児童委員 悪質商法についての学習会 対象：中央西地区民生・児童委員 悪質商法についての学習会 対象：香風町会ふれあい会会員 消費生活展におけるパネル展示 対象：市民 悪質商法についての学習会 対象：登別大谷高等学校 悪質商法についての学習会 対象：登別青嶺高等学校 悪質商法についての学習会 対象：いきいきサロン「ひまわり」参加者 市民サービスグループだより 対象：市民 発行回数：9回 <p>また、委託業務については、登別消費者協会が自立した相談機関であることや、委託契約事務の負担等の理由から見直しを行う必要がある。</p>	<p>出前講座や啓発活動をより多く実施できるよう、町内会、老人クラブ、学校等に働きかける。</p> <p>【平成23年度出前講座及び啓発活動実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 悪質商法についての学習会 対象：中央東地区民生・児童委員 悪質商法についての学習会 対象：老人クラブ寿楽園 消費生活展におけるパネル展示 対象：市民 消費者向け食品表示学習会 対象：市民 悪質商法についての学習会 対象：登別大谷高等学校 悪質商法についての学習会 対象：登別青嶺高等学校 啓発物の配付（リーフレット、ウェットティッシュ）対象：日本工学院学 啓発物の配付（チラシ、エコバッグ） 対象：イオン登別店買い物客 市民サービスグループだより 対象：市民 発行回数：12回 <p>業務委託料については、今後登別消費者協会運営助成金に含めて支払うこと等の検討を進める。</p>

担当グループによる事務事業評価の内容（複数回答可） 《Check》

1. 事務事業の妥当性について			
市が事業主体として実施していくべき妥当性の高い事業ですか？	市が主体に行うべき事業である	判断理由及びその他所見	消費者基本法により、消費者政策を推進する責務が定められているため、本事業を実施していくことは妥当である。
	民間(事業者、市民団体等)でも実施可能である		
	国、道、他団体等との連携や広域化が可能である		
	国、道、民間等の事業と重複・類似している		
2. 事務事業の必要性について			
市民ニーズの状況等から勘案して、必要性の高い事業ですか？	市民、団体等から具体的な要望がある	判断理由及びその他所見	消費者問題が多様化・複雑化している中で、市民への注意喚起や消費生活相談窓口を周知するためにも、必要性の高い事業である。
	市民アンケートの結果から必要性が高い		
	社会情勢、地域事情等から必要性が高い		
	市民の大部分が関連することから必要性が高い		
3. 事務事業の効率性について			
事業内容とコスト(事業費)のバランスがよい効率性の高い事業ですか？	低予算、少労力で高い効果をあげている	判断理由及びその他所見	消費者の安定と向上を保護するため、消費生活相談に応じることや、啓発活動を実施するために必要な最低限のコストである。
	市で実施するほうが民間委託より効率性が高い		
	多額の経費や労力を要するがやむを得ない		
	将来的に効率性を向上できる		
4. 事務事業の成果について			
目的を達成するための成果はあがっていますか？	成果指標の向上が見られる	判断理由及びその他所見	消費生活相談件数が増加していることから、消費生活問題に遭遇する市民が多くいることが考えられる一方で、相談窓口が市民に周知されているとも捉えることができることから、成果の向上が見られる。
	市民、団体等の声から成果を感じられる		
	目に見える形で成果があがっている		
	成果の把握は困難である		

担当グループによる評価 《Check》

維持	左記の評価を選択した具体的な理由(根拠)	近年、消費者問題が多様化・複雑化し、高齢者を狙った劇場型振り込め詐欺の被害やリフォームに関する消費者被害が増加傾向にあり、景気の長引く低迷から多重債務等の専門性が必要となる相談も増加している。行政として介入すべき案件も多い事から、消費者行政推進事業の継続が妥当であると
----	----------------------	--

行政評価会議による評価 《Check》

改善	備考	市と協会で連携・協力し、より効率的な相談業務の実施に努めること。
----	----	----------------------------------